

消費生活だより ～くらしの危険～

子どもに持たせるスマホにはペアレンタルコントロール機能を

Q



中学生の息子は、私名義で契約し息子を利用者登録したスマートフォンを利用している。このスマホの通信料金は私がクレジットカードで支払っているが、キャリア決済料を含めた料金が高額なことに気づき内訳を調べると、この5ヶ月で約5万円がオンラインゲームのアプリで使われていることが分かった。今は息子のスマホにフィルタリングをかけ、キャリア決済の上限額を引き下げたが、そのような予防ができることを知らなかった。（当事者：中学生）

A



- フィルタリング等の設定や利用のルール作りなど、子どもに安全に使用させるために、ネットの利用環境を整えましょう。
- 子どもに持たせるスマホはペアレンタルコントロールの機能を利用して保護者がアカウントを管理しましょう。
また、保護者のアカウントに決済完了メールが届くよう設定し、メールや料金明細を日頃からチェックしましょう。
- 保護者の同意のない未成年者契約は民法上取り消せますが、保護者アカウントでログインした端末機器で課金した場合、アカウント所有者である保護者が決裁を行ったとみなされる場合があります。困ったときは早めに消費生活相談窓口にご相談ください。

2月の消費生活相談（専門相談員による面談）

西濃6町のどこでも相談ができます（予約優先）。各会場とも午前10時～正午、午後1時～3時です。

相談会場	専門相談員配置日	電話番号
垂井町	2/5（水）、19（水）	☎22-1152
	QRコードからも予約できます	
関ヶ原町	2/12（水）、26（水）	☎43-0070
養老町	2/3（月）、17（月）	☎32-1108
神戸町	2/10（月）、25（火）	☎27-3111
輪之内町	2/6（木）、20（木）	☎68-0185
安八町	2/13（木）、27（木）	☎64-3111



問 企画調整課 生活安全係 ☎22-1152